平成３０年（フ）第１８０号
愛知県北名古屋市徳重御宮前84番地　マンションコスモス301号
債務者　平島維知子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２３５号
愛知県瀬戸市菱野台１丁目３番206号
債務者　中村なをみ
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９８７号
神戸市東灘区御影塚町４丁目１番９号
債務者　海野　雄司
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０４６号
神戸市長田区大塚町５丁目１番26―304号
債務者　堀川　浩義
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７２号
神戸市長田区細田町６丁目１番７―705号
債務者　前森　美保（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３１号
神戸市北区有野台６丁目21番地　Ｂ27棟201号、従前の住所神戸市北区鹿の子台南町４丁目43番１号
債務者　出口美智子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６０号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目21番21号
債務者　加藤　大作
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第７号
千葉県君津市中野６丁目３番23号
債務者　飯田　美紗
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第２３号
愛知県半田市柊町１丁目33番地　柊アビタシオン202号
債務者　長谷川幸子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０３号
愛知県春日井市勝川町西２丁目７番地　レピュート勝川Ⅱ201号
債務者　磯田　家弘
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４３号
沖縄県那覇市首里鳥堀町４丁目123番地14、住民票上の住所沖縄県那覇市銘苅２丁目２番15号　パークサイド青雲202
債務者　我如古　弘
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第５８号
神奈川県厚木市下依知２丁目33番５号　メープルハイム207
債務者　安田　啓二
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第７０号
神奈川県平塚市四之宮６―15―１　平塚ふじみ園、住民票上の住所神奈川県相模原市南区御園３丁目16番２号　フォーブル御園101
債務者　森田　康夫
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第７５号
神奈川県平塚市岡崎6168番地の１
債務者　井道　邦彦
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第７７号
神奈川県伊勢原市伊勢原４丁目５番４号　ユートピアＮＴ101号、前住所神奈川県横浜市中区山手町218番地　ニュー山手マンション502
債務者　重井真由美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第８３号
神奈川県秦野市渋沢1407番地の１　コンテント　306号、前住所神奈川県厚木市寿町３丁目14番４号　プチ101
債務者　鈴木　花澄
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部